

## 「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

### 1 調査対象物質（資料Ⅱ－３－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物の指定又は除外が妥当であるとの結論に達し、毒物及び劇物指定令の一部改正が行われた物質は22物質であった。（参考Ⅱ－３）

これに加えて、平成27年度の本検討会で入手困難であり、必要な分析ができないため指定見送りとしている「2－エチル3，7－ジメチル－6－[4－（トリフルオロメトキシ）フェノメキシ]－4－キノリル＝メチル＝カルボナート」を加えた23物質について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害物質の調査方法」に基づき調査を行った。

### 2 調査結果

23物質について調査した結果を表Ⅱ－３－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

#### (1) 対応不要の物質

##### ア 消防法危険物に該当する物質

毒物又は劇物に指定された表のNo.1からNo.11まで、更にNo.14及びNo.16の物質については、いずれも250℃未満の引火点を有する液体であることから、第4類危険物に該当する。このことから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

##### イ 消防法危険物に該当しないが、消防活動阻害性を有さない物質

毒物又は劇物に指定された表のNo.13、No.15、No.17及びNo.18の物質については、消防法危険物に該当しないが、文献等から消防活動阻害性は有さないと考えられる。このことから、消防活動阻害物質への指定について対応は要しない。

##### ウ 消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外されたNo.19からNo.22までの物質については、いずれも現に消防活動阻害物質として指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

#### (2) 対応を要する物質

##### ア 水酸化リチウム

No.12の水酸化リチウムは、消防法危険物に該当せず、消防活動阻害性を有していると考えられることから、消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

イ 2-エチル3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノ  
メキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート

No.23 の2-エチル3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノメキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナートは、平成27年に劇物として指定され、消防活動阻害性を有する可能性があるとして、検討の対象とされていたが、流通量が把握できず入手困難であるとして再調査の対象としていた。

本年度の調査により、その入手先等が判明したことから消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

表Ⅱ－３－１ 消防活動阻害物質の調査結果

区分	No.	物質名	対応の要否
毒物に指定	1	5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1, 3, 3-トリメチルシクロヘキサン	否(第4類危険物のため)
	2	2-クロロピリジン	否(第4類危険物のため)
	3	(ジクロロメチル)ベンゼン	否(第4類危険物のため)
	4	(トリクロロメチル)ベンゼン	否(第4類危険物のため)
	5	ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン	否(第4類危険物のため)
	6	2-ヒドロキシエチル=アクリラート	否(第4類危険物のため)
	7	2-ヒドロキシプロピル=アクリラート	否(第4類危険物のため)
劇物に指定	8	N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン	否(第4類危険物のため)
	9	エタン-1, 2-ジアミン	否(第4類危険物のため)
	10	ジエチル=スルファート	否(第4類危険物のため)
	11	N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジアミン	否(第4類危険物のため)
	12	水酸化リチウム	<b>要(非危険物・阻害性有り)</b>
	13	水酸化リチウム一水和物	否(非危険物・阻害性無し)
	14	1, 2, 3-トリクロロプロパン	否(第4類危険物のため)
	15	二酸化アルミニウムナトリウム	否(非危険物・阻害性無し)
	16	N, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン	否(第4類危険物のため)
	17	ホスホン酸	否(非危険物・阻害性無し)
18	レソルシノール	否(非危険物・阻害性無し)	
劇物から除外	19	1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル)-3-[5-(トリフルオロメチル)-2H-1, 2, 3, 4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニド	否(未指定物質のため)
	20	4'-(シアノメチル)-2-イソプロピル-5, 5-ジメチルシクロヘキサンカルボキサニド	否(未指定物質のため)
	21	2, 3, 3, 3-テトラフルオロ-2-(トリフルオロメチル)プロパンニトリル	否(未指定物質のため)
	22	無水酢酸0.2%以下を含有する製剤	否(未指定物質のため)
再調査	23	2-エチル3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート(フロメキン)	<b>要(非危険物・阻害性有り)</b>